

青少年相談員だより

—愛のパトロール—



まだ11時だし
帰らなくてもいいだろ？



私たち青少年相談員は、青少年の健全育成、非行防止、
そして環境浄化のために活動しています

☎ 児童福祉課 ☎ 内線1731

青少年の心に寄り添うために

青少年相談員合同研修会

12月19日、市保健センター研修室で、牛久市、龍ヶ崎市、河内町の青少年相談員総勢29人が参加し、合同研修会を開催しました。

第一部では、「子どもの心に寄り添うために」の演題で、牛久市指導課の渡辺幸夫先生の講話を聞きました。

- ① 非行に走る青少年の行動パターンを知る
 - ・ 弱いのに強そうに見えるや虚勢を張っていないか。
 - ・ 本当はつらいのに表に出さないで明るく振る舞っていないか。
 - ・ 仲間外れやいじめに合わないために、嫌な相手でもこびへつらい、調子を合わせてその場のぎをしないか。
- ② 相手の良いところを見つける
- ③ 話の聴き方のポイント(背筋を伸ばし、笑顔で相手の目を見て聴いているか)
- ④ 声をかけるときはの注意点(見た目で決めつけていないか)

など、相手の理解に努めることが大事であるという指導をいただき

き、相談員は深く感銘を受けていました。講話は実技を伴い、資料も見やすく、とても理解しやすいものでした。

声のかけ方で心掛けたいこと

- ・ 相手と同じくらいの人数で
- ・ 目線の高さを合わせる
- ・ 一つのボールを
- ・ キヤッチボールするよう
- ・ 「大きな目・小さな目・優しい目」



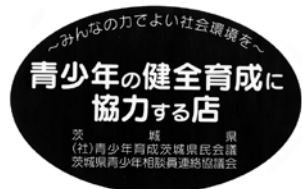
2人1組になって声掛けの練習をする相談員

◆ みんなで仲良く

コミュニケーションづくり

～陶芸を通して心が通じ合う～
第二部は、牛久市青少年相談員

見たことがありますか!このステッカー



「青少年の健全育成に協力する店」(新規登録店)

- ファミリーマート牛久神谷二丁目店
- ローソンストア100牛久栄町二丁目店

現在108店舗の登録をいただいています。これからもより良い環境づくりと非行防止にご協力をお願いします。



1. 金山会長から陶芸の説明を受ける相談員たち
2. 陶芸を通じて交流を深めました

連絡協議会会長で陶芸家の金山会長の指導の下に、陶芸教室が開かれました。2人1組となってお互いに協力しあい、陶芸作品を作り上げることで、相談員同士の連携、連帯を図りました。

立入調査第3弾

牛久第一中学校区

牛久第一中学校区では、昨年11月6日に大手カラオケボックス店の立入調査を実施しました。

相談員たちは、青少年を対象とした年齢確認、酒類販売の管理方法、深夜入場制限への対応、そして茨城県条例(※)の周知などについて、カラオケボックス店支配人に質問しました。一日の利用者の状況は、平日の場合、昼間は中高年以上の方の利用が多く、学生を含む若者の利用は夕方以降増えるとのことでした。

青少年への年齢確認については、入店時および会員カード作成時に身分証などで行っており、年齢に基づいて酒類販売や深夜入場の制限管理を行っているそうです。

店内入口には、誰もが目にしやすい場所に茨城県条例第34条の入場を禁止する旨が掲示されていました。店内の各部屋の照明は明るく、入口のドアにはガラスがはめられており、通路側から十分に室内の様子を見ることができました。

茨城県条例・法令の周知については、都道府県別に社内研修会が実施されており、茨城県条例の基準よりも厳しい会社独自の基準を設けている例もありました(中学生同士の入店

の場合、午後6時に退店を促すなど)。今回の調査では、特に企業としての法令遵守の意識の高さを感じました。

今後も青少年健全育成への理解と協力をお願いし、調査を終了しました。



1. カラオケボックス店支配人(写真手前)に質問する相談員
2. 茨城県条例第34条に基づき適正に表示されていました

牛久第二中学校区

牛久第二中学校区では、昨年10月25日にコンビニエンスストアで立入調査を実施しました。今回の立入調査では、主に有害図書を取り扱いや利用状況などについて店長に伺いました。

有害図書については、一般図書と有害図書が区分して陳列されていますが、仕切り板の設置がないため、県条例に基づいて仕切り板の設置を

お願いし、後日、改善されたことを確認しました。

昔からのなじみ客が多く利用しており、とても家族的な雰囲気のお店でした。近ごろは、近所に子どもが少なくなり、子どもたちが店内でいたずらをするようなこともなく、閉店時間の午後11時ごろに青少年の姿を見かけることもないそうです。また、たばこの販売については、未成年に売った場合、販売した業者が罰せられる旨の業界通知を提示し、販売できないことを伝えているそうです。

今回の立入調査では、茨城県条例に沿った対応がされていることが確認でき、引き続き協力していただくようお願いしました。



改善後、仕切り板が設置されました

牛久南中学校区

カラオケボックス店は、18歳未満でも入場でき、気軽に楽しめる場である一方、個室は密室であるため、

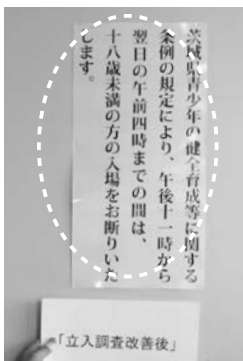
健全に利用されているか懸念されることから、茨城県条例が正しく理解されているかどうか、市内のカラオケ店を立入調査しました。昨年10月26日、市役所の職員と共に店を訪れ、店長にお話を伺いました。

・年齢は、利用カード作成時に確認し、システム化している(未成年者が酒類を注文した場合、提供されないシステムになっている)。
・室内が極端に暗い部屋には、声かけをする。

・未成年者の入場は、午後10時以降制限している(部屋に掲示あり)。

聞き取った内容には、問題はありませんでしたが、店の入口に「深夜における青少年の入場禁止」の掲示がなかったため、後日掲示していただきました。

店長は、立入調査に際し、真摯に耳を傾けてくださいました。今後カラオケボックス店で子どもたちが健全に過ごせるよう、ご理解とご協力をお願いしました。



改善後、適正な表示になりました

※茨城県青少年の健全育成等に関する条例。